# 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

| | | |
|---|---|---|
| 許認可等の内容 | | 指定の更新 |
| 根拠法令及び条項 | | 新座市指定下水道工事店規則第６条<br>　指定工事店が、前条に規定する指定の有効期間満了に際し、引き続き指定工事店としての指定を受けようとするときは、その満了の日の２か月前までに第４条第１項に規定する新座市指定下水道工事店指定申請書に同条第２項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、添付する書類にあっては、市長が、その必要がないと認めるものはこれを省略できる。 |
| 所管部課係名 | | インフラ整備部下水道課排水設備係 |
| 審査基準 | 関係条項 | |
| | 基準<br>（未設定の場合はその理由） | 新座市指定下水道工事店規則において指定要件、責任技術者の選任等、欠格条項判断基準が明確に示されているため、審査基準の設定は不要である。 |
| | 参考事項 | |
| | 設定等年月日 | 平成１１年７月１日設定（令和７年７月１日最終変更） |
| 標準処理期間 | 標準処理期間<br>（未設定の場合はその理由） | 総日数　６０日以内 |
| | 設定等年月日 | 平成１１年７月１日設定（平成　年　月　日最終変更） |